

平成30年8月31日

内規に基づく指導監督上の措置について

原子力規制委員会において行った「原子力規制委員会職員の訓告等に関する規程」に基づく指導監督上の措置について、以下のとおり公表します。今後とも職員に対して服務規律の遵守を徹底してまいります。

措置日	所属	役職	措置内容	事案の概要
8月31日	長官官房	課長補佐級	訓告	下記のとおり

<概要>

平成30年7月2日未明、本件職員は旧知の飲み友達と地元ではしご酒をした際、二件目の飲食店内で酩酊の上、些細なことから口論となり、相手方の顔を平手で数回殴打したため、通報により駆けつけた警察官にその場で逮捕され、検察送致後釈放された。その後、相手方との間で示談が成立し、不起訴処分（起訴猶予）となった。

以上

<問い合わせ先>

原子力規制庁長官官房人事課
課長 森下 泰
企画官 藤澤 秀行
電話：03-5114-2104（人事課）